

【監督者のための安全衛生教育（職長教育）】

安全衛生法第60条では、事業場で新たにその職務に就くことになった職長等の第一線職場監督者に対して、事業者は安全衛生教育を行うよう規定しています。

本セミナーは、職長の職務に就いている方及び職長の職務に就く予定の方を対象に、安全衛生法第60条及び労働安全衛生規則第40条等に規定されている教育事項を習得すると共に、討議演習により職場で実践できる能力を身につけていただきます。

1. 監督者（職長）に期待される安全に対する役割を確認する
2. 監督者（職長）に必要な安全に関する6つの能力を身につける
（管理力、改善力、企画力、表現力、傾聴力、説得力）
3. 部下の安全を守る効果的な対策のポイントを学ぶ



開催日時 2023年**10月17日（火）～18日（水）** 9:30～16:30
 講師 RSTトレーナー（労働省方式現場監督者安全衛生教育トレーナー） 土屋 寛氏
 受講料 20,000円（テキスト代・昼食代・消費税込）
 対象者 職長、監督的立場にある方
 会場 (株)久喜菖蒲工業団地管理センター 研修室
 申込期限 開催日の1週間前までにお申し込みください。（定員：20名）

- | | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 監督者（職長）の役割 2. 指導及び教育の方法 3. 作業中における監督及び指示の方法 4. 危険性及び有害性等の調査の方法 5. 危険性及び有害性等の
調査の結果に基づき講ずる措置 6. 労働災害防止についての関心の保持及び
労働者の創意工夫を引き出す方法 | <ol style="list-style-type: none"> 7. 作業手順の定め方 8. 労働者の適正な配置の方法 9. 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 10. 設備、作業等々の具体的な改善の方法 11. 異常時における措置 12. 災害発生時における措置 <p>※ 修了書発行</p> |
|---|--|

参加者の感想

- ・ いろいろな方向からの意見を聞いたことが大きかったと思います。
- ・ グループワークを通じて、問題解決能力や話の進め方、資料の作り方の向上につなげることができた。
- ・ 過去に似た研修を受講しておりますが、今回の内容の方が濃かったと思います。ありがとうございました。
- ・ 現状の仕事につながる（直接）内容で、とてもためになりました。

受講申込書 FAX : 0480-23-5300 E-mail : hasegawa@kukishobu-ipwc.co.jp

会社名					担当者	
住所					TEL	
E-mail					※請求書・受講のご案内を メール受領について <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	
氏名	フリガナ	性別	年齢	所属役職名	備考	
問い合わせ 株式会社 久喜菖蒲工業団地管理センター 担当 長谷川 申込み先 TEL : 0480-22-8911 FAX : 0480-23-5300 mail : hasegawa@kukishobu-ipwc.co.jp						